

厚生労働省医政局からの通知に基づく協議

1. 経緯

- 医師法第 16 条の 10 の規定に基づき、令和 5 年度専攻医募集に係る諸事項については、（社）日本専門医機構が、厚生労働省及び都道府県を經由し、各都道府県の地域医療対策協議会に意見照会をすることとされている。
- 令和 5 年度専攻医募集に係る専門研修プログラムの新設・変更及びシーリングについては、資料 3-1 において示したとおり、本県では全基本領域がシーリング対象外であるため、「意見なし」として厚生労働省に回答したいと考えている。
- 今般、厚生労働省より、令和 5 年度専攻医募集にかかるシーリング等を踏まえ、「2. 確認事項」に示す条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないことを確認するよう通知があったため、地域医療対策協議会において協議する必要がある。

< 医師法 >

- 第 16 条の 10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

2. 確認事項

- ① 医師専門研修部会での特別地域連携プログラム、子育て支援加算等に関する議論（別紙）を踏まえた、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について。
- ② プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
- ③ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

- ④ 小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ⑤ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

3. 本協議会の回答（事務局案）

本協議会として、次のとおり厚生労働省に意見提出することとしたい。

- ① 「特別地域連携プログラム」及び「子育て支援加算」に関する意見

【特別地域連携プログラムについて】

- ・特別地域連携プログラムの定員については、シーリングの枠外での上乗せとなるため、都市部のプログラムに専攻医が集中することが予想される。
そのため、シーリングの趣旨を踏まえ、医師偏在が解消されるよう、**プログラムのあり方そのものの抜本的な見直しをお願いします。しかしながら、プログラムの運用を開始する場合には、定員やローテーションについて国や日本専門医機構においてしっかりと運用・管理されるよう**お願いします。
- ・なお、本県においては「形成外科領域」の2018年足下充足率が0.7以下となっているため、特別地域連携プログラムによる専攻医のローテートに期待する。

【子育て支援加算について】

- ・子育て支援加算についても、シーリングの枠外となるため、専攻医が都市部に集中することが予想されるため、**加算のあり方について見直しをお願いします。**
しかしながら、加算を行うのであれば、加算の条件とされている「特別地域連携プログラム」において、専攻医が医師不足の県へ派遣され、医師偏在が解消されるよう、国・日本専門医機構にてしっかりと運用・管理されるようお願いします。

【その他】

- ・全国のプログラムの総定員数が専攻医希望者数より多いために地域偏在が生じているとも考えられるため、改めて定員数のあり方についてご検討いただきたい。

- ②～⑤については、従前どおり「意見なし」としたい。